平成２６年（フ）第１１５１９号
東京都品川区西大井６丁目12―16
債務者　神永　文明
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺野　　響
4　破産債権の届出期間　平成26年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７７号
岩手県北上市口内町草刈場392番地
債務者　昆野義一朗
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第４２８号
埼玉県北足立郡伊奈町栄２丁目56番地１　武蔵野サンハイツ101
債務者　深谷　紀夫
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２１号
埼玉県川口市大字差間294番地の２　クローカス壱番館203号
債務者　中嶋　正子（旧姓泉澤）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６３号
埼玉県和光市白子２丁目20番51号
債務者　鈴木　邦夫
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７２号
さいたま市見沼区堀崎町461番地14　ビーファミーユＢ棟202
債務者　横山　隆人
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８９号
埼玉県北本市本宿３丁目107番地２　マーヴェラスＳＡＫＵＲＡ205
債務者　田中　潤子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１００号
さいたま市緑区大字中尾2029番地２　グランディール冨士101
債務者　久保田和美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０８号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目10番地３　グランハイム東岩槻Ｂ棟103号、旧住所さいたま市岩槻区大字徳力118番地６
債務者　山下　　等
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１３号
さいたま市桜区中島１丁目18番19号　ガーデンヒルズ浦和205
債務者　安島　教子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３３号
さいたま市中央区上峰４丁目11番22―101号
債務者　合津　　瞳
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４６号
さいたま市浦和区本太３丁目35番３号　グリーン松原102
債務者　白子　賢一
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４７号
さいたま市北区土呂町395番地　コーポ若草Ａ101号室、旧住所さいたま市北区土呂町１丁目60番地２　コーポラス光風203
債務者　松本　　進
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８８号
埼玉県越谷市大字袋山1007番地５　ジュネパレス第１―205号、旧住所埼玉県川口市元郷４丁目22番15号
債務者　井藤　翔太
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４９１号
埼玉県三郷市番匠免１丁目174番地18
債務者　小山　具視
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５３０号
埼玉県川越市新富町１丁目６番地４　ルネスポローニア201号室、前住所東京都大田区西蒲田６丁目32番１号　Ａｐｔ―6321・203号
債務者　鈴木　徹哉
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部